

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付していたことが認められることから、申立人の当該期間における厚生年金保険第4種被保険者の資格喪失日に係る記録を平成元年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、14万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月29日から平成元年4月1日まで

私は、昭和60年2月に厚生年金保険第4種被保険者の資格を取得し、平成元年3月分まで保険料を納めたのに、厚生年金保険の記録は昭和61年4月に資格を喪失したになっている。

保存している確定申告書（控）にも保険料を支出した記載があるので、申立期間について、厚生年金保険の第4種被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の第4種被保険者名簿には、申立人は、昭和60年2月8日に厚生年金保険の第4種被保険者資格を取得し、標準報酬月額が14万2,000円であったこと、資格喪失予定日が平成2年1月31日であったことが記載されている。

また、申立人の保険料を実際に納付していたとする申立人の妻は、「昭和60年2月分から平成元年3月分まで夫の保険料を納付した。」と供述している上、申立人が提出した確定申告書（控）には、昭和61年から63年までの第4種被保険者としての厚生年金保険料額に相当する金額を支出した記載がある。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の還付を確認できる関連資料は無く、申立人は還付を受けた記憶は無いと供述している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険第4種被保険者としての厚生年

金保険料を納付し、平成元年4月1日に第4種被保険者の資格を喪失したものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、第4種被保険者名簿の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

## 大分厚生年金 事案 607

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和62年1月5日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和61年10月から同年12月までの標準報酬月額については11万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち昭和61年5月から同年12月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における記録を14万2,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、申立人の昭和61年5月から同年12月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月1日から62年2月1日まで

厚生年金保険被保険者加入期間照会申出書を確認したところ、昭和61年2月に入社し、62年1月まで勤務したA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が、61年5月1日から同年10月31日までの期間となっていた上、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与額に見合う標準報酬月額と異なっていた。

申立期間当時の給与明細書を保管しており、保険料控除額も確認できるので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めるとともに、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間のうち、昭和61年2月から同年4月までの期間について

適用事業所名簿において、A社は、昭和61年4月1日に厚生年金保険の

適用事業所に該当しており、当該期間のうち、同年2月及び3月については、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立人が所持する当該期間に係る給与明細書に厚生年金保険料の控除額が記載されておらず、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

さらに、申立人の当該期間に係るオンライン記録上の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 2 申立期間のうち、昭和61年5月1日から62年1月5日までについて

- (1) 雇用保険の被保険者記録により、申立人が、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立人は、昭和61年10月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和61年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日以降である62年5月8日付けで、同社の被保険者100人のうち申立人を含む42人について、さかのぼって厚生年金保険被保険者資格の喪失日が訂正又は取得日が取り消されていることが確認できるところ、当該訂正処理前の記録及び複数の同僚の供述から判断すると、同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和61年10月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日については当初記録されていた62年1月5日であると認められる。

また、昭和61年10月から同年12月までの標準報酬月額については、訂正処理が行われる前のオンライン記録から11万円とすることが妥当である。

- (2) 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、昭和61年5月から同年12月までの期間について、給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額を比較すると、低い方の額は14万2,000円であることから、この金額をもって標準報酬月額とす

ることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 3 申立期間のうち、昭和 62 年 1 月 5 日から同年 2 月 1 日までの期間について

申立人が所持する昭和 62 年 1 月分の給与明細書から、申立人は、61 年 12 月及び 62 年 1 月分と推認される 2 か月分の厚生年金保険料を給与から控除されていることが認められる。

しかしながら、申立人は、「昭和 62 年 1 月半ばまで勤務した。」と供述しており、申立人のことを記憶する同僚も、「申立人は昭和 62 年 1 月ごろに退社した。」と供述しているところ、前述の雇用保険の被保険者記録において、申立人の離職日は 62 年 1 月 5 日となっている上、申立人が所持している同年 1 月分の給与明細書は基本給の 7 日分で日割計算されていることから判断すると、申立人は当該期間のすべて（1 月末まで）について、A 社に勤務していたと認めることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、昭和 62 年 1 月分の厚生年金保険料を事業主により同年 1 月分の給与から控除されていることが確認できるが、当該期間について、申立人は当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 612

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月11日から同年6月1日まで

私の夫は、昭和45年1月17日にA社に入社し、55年9月22日に退職するまでの期間において継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務（昭和45年6月1日にA社から同社B事業所に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和45年4月のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、適用事業所名簿において、A社は厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 大分国民年金 事案 709

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から61年3月まで

私は、親や兄弟に勧められて昭和50年11月ごろ、A市役所で加入手続きを行ったと記憶している。

国民年金保険料は、毎月、A市役所に現金で納付していたので、申立期間が国民年金の未加入期間になっており、保険料が納付されていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年5月17日に国民年金に任意加入した時点で払い出されているところ、オンライン記録によると、当該任意加入の資格は58年1月21日に喪失処理がなされていることが確認できる上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は任意未加入期間として把握されており、納付書は発行されず、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができなかつたものと推認される。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 710

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から61年12月まで  
昭和57年ごろ、父親が国民健康保険に加入した際に、私の国民年金の加入と口座振替による保険料納付の手続をした。同時に、父親はそれまでの私の未納であった国民年金保険料を現金で納付した。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和57年ごろ、父親が私の国民年金の加入手続をした。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、平成元年3月ごろに払い出されたものと推認でき、この時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「昭和57年ごろの加入と同時に、父親がそれまでの私の未納であった国民年金保険料を現金で納付した。」旨主張しているところ、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付をしていたとされる父親からも当時の納付状況等に関する具体的な供述を得ることができない上、オンライン記録によると、申立人の申立期間直後の昭和62年1月から平成元年3月までの国民年金保険料は、元年3月27日及び5月15日にその時点で過年度納付が可能な期間について納付されていることが確認できることから、申立人が納付期間を誤認している可能性も否定できない。

さらに、申立人の父親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 608 (事案 400 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 29 日から 46 年 12 月 29 日まで  
② 昭和 47 年 3 月 15 日から 53 年 9 月 25 日まで  
③ 昭和 54 年 2 月 1 日から平成 3 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間①はA社(現在は、B社)に、申立期間②はC社に、申立期間③はD社に勤務した。すべての申立期間において、標準報酬月額及び標準賞与額が、実際に支給されていた報酬月額及び賞与額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額と相違しているため、訂正してほしいと申し立てたが、年金記録の訂正は必要でないとする通知を得たことに納得いかない。

今回、D社に係る昭和 53 年 11 月から 56 年 3 月までの期間に係る賃金台帳を提出するので、各事業所及び同僚に再度調査の上、すべての申立期間について、標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 i) 申立人は、すべての申立期間について給与明細書等の資料を所持していないため、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額等を確認することができないこと、ii) 申立期間①及び②について、B社及びC社は申立人に係る保険料の控除等が確認できる関連資料を保管していないこと、iii) 申立期間③について、D社は、当該期間のうち昭和 58 年 12 月から平成 3 年 10 月までの期間に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳を保管しているが、当該台帳において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録における標準報酬月額と一致していること、iv) すべての申立期間における申立人の標準報酬月額について、各事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において確認できる同僚の標準報酬月額と比較しても

特に不自然な点は見受けられない上、<sup>さかのぼ</sup>遡って標準報酬月額<sup>の訂正が行われた</sup>形跡も見受けられないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 申立人は、今回の申立てに当たり、D社に係る昭和53年11月から56年3月までの期間に係る賃金台帳を提出し、各事業所及び同僚について再度調査の上、すべての申立期間について、標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしいと主張している。

しかしながら、申立期間①について、事業主から新たな事実を確認できる関連資料等の提出は無く、同僚に再度照会を行っても、申立人の厚生年金保険料の控除額について確認できる新たな供述を得ることができない。

なお、今回、申立人は、参考資料として失業保険金額表を提出しているが、雇用保険受給資格者証に記載された賃金日額の等級から、退職前6か月間に係る給与支給額について検証した結果、申立人については7万1,000円から7万4,000円相当の給与が支払われていたことがうかがわれるものの、当該資料から、厚生年金保険料の控除額を確定することはできず、同時期にA社に勤務していた同僚と比較しても、申立人の標準報酬月額についてのみ著しく低額となっている状況はうかがえないことから、当該資料をもって申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②について、適用事業所名簿において、申立事業所は平成14年7月18日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡している一方、商業登記簿において、申立事業所は現存していることが確認できるところ、現在の事業主に照会したものの、現在の事業主は当時の社会保険事務について不明である旨供述していることから、詳細は不明であり、同僚に再度照会を行っても、申立人の厚生年金保険料の控除額について確認できる新たな供述を得ることができない。

また、現在の事業主が保管している昭和49年7月の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書(副)に記載されている申立人の標準報酬月額は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額及びオンライン記録上の標準報酬月額と一致することが確認できる。

さらに、事業主から提出された申立人及び申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と類似した標準報酬月額の記録が確認できる同僚の一人に係る昭和48年度市民税及び県民税特別徴収税額通知書に記載された社会保険料控除額から推認される厚生年金保険料の控除額は、申立人及び当該同僚とも、当該被保険者原票及びオンライン記録における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額と符合していることが確認でき

る。

加えて、今回、申立人は、参考資料として昭和 53 年度国民健康保険税領収証書を提出したことから、昭和 52 年中に支払われた給与支給額について検証したところ、申立人については約 200 万円の給与支給がなされていたことがうかがわれ、これは前述の被保険者原票に記載された標準報酬月額から推認される給与支給額の積算（約 220 万円）と符合していることが確認できるものの、当該資料から、厚生年金保険料の控除額について確認することはできない。

- 4 申立期間③について、今回初めて事業所が提出した資料（昭和 53 年 11 月から 56 年 3 月までの期間に係る労災・雇用保険料申告書控綴）を検証したところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 53 年 12 月 1 日から 54 年 5 月 1 日までの期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる男性被保険者 31 人のうち 29 人（申立人を含む）の報酬月額は、10 万 4,000 円から 14 万 2,000 円までの金額であり、一致していないものの、当該 29 人は申立人と同様に、標準報酬月額は 9 万 8,000 円で記録されていることが確認できるとともに、女性被保険者 3 人のうち 2 人についても、報酬月額と一致しない標準報酬月額（6 万 8,000 円）であることが確認できることから判断すると、D 社は、当時、従業員が厚生年金保険被保険者資格を取得した際、必ずしも実際の給与支給額に見合う報酬月額を届け出たとは限らない状況がうかがわれる。

また、前述の被保険者（男性 29 人及び女性 2 人）について、前述の労災・雇用保険料申告書控綴及び被保険者原票を検証したところ、厚生年金保険被保険者の資格を取得した後の定時決定時等における標準報酬月額は、概ね実際の給与支給額に見合う報酬月額を基に算定されており、当該標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と符合していることが確認できる。

さらに、前回申立事業所から提供されていた資料（昭和 58 年 12 月分から平成 3 年 10 月までの期間に係る賃金台帳）から確認できる保険料控除額は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録上の標準報酬月額に見合うものとなっていることが確認できる。

加えて、今回申立人が D 社に係る昭和 53 年 11 月から 56 年 3 月までの期間に係る賃金台帳として提出した資料は、前述の 53 年 11 月から 56 年 3 月までの期間に係る労災・雇用保険料申告書控綴と一致しており、賃金台帳ではなく、労災・雇用保険料申告書控綴の写しであって、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料控除額を確認できる新たな資料とは認められない。

- 5 申立人は、すべての申立期間について、申立内容を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

また、申立てに係るすべての事業所において、申立人と同時期に厚生年金

保険被保険者の資格を取得している同僚の標準報酬月額は、確認できる限り申立人とほぼ同額であり、申立人だけが低額であるという事情は認められない上、各事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録には、標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して訂正されたなど不自然な形跡は認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、すべての申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 609

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月ごろから36年1月1日まで

私は、申立期間にA社に勤務し、B地においてC作業に従事していた。当時、近所の複数の者と事業所のバスに乗ってB地の現場に出勤した。一緒に勤務していた同僚には厚生年金保険の被保険者記録があるので、私も厚生年金保険に加入していたと思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が、A社に勤務し、B地においてC作業に従事していたことは推認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、A社は、D社として昭和26年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当し、27年7月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後、同年11月1日にA社として再度、厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち21年1月7日から26年7月1日までの期間及び27年7月28日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、D社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、D社で昭和26年9月1日から27年7月28日までの期間、及びA社で28年10月1日から29年11月28日までの期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、当該期間において申立人と一緒に勤務したことはない供述している上、前述の両被保険者名簿から、30年までの期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は、いずれも申立人を記憶しておらず、21年1月7日から30年までの期間における申立人の勤務実態について確認できる供述を得ることはできない。

さらに、申立人は自身が日雇であったと主張しているところ、A社に勤務

していた申立人を覚えている同僚は、「申立人は臨時の日雇いであり、A社に昭和31年から35年ごろまで勤務していた。」と供述しており、同社から提出された健康保険の日雇特例被保険者に係る支払調書（昭和36年1月分Eと記載）によると、申立人は昭和36年1月において同社に健康保険の日雇特例被保険者として勤務していることが確認できることから判断すると、申立人は、31年ごろから36年1月ごろまで同社に勤務していたことがうかがわれるとともに、臨時の日雇特例被保険者であったことが認められる。

加えて、A社に対し照会をなしたところ、同社からは、「申立人は日雇員であり健康保険の日雇特例被保険者であるため、給与から厚生年金保険料の控除をしていないと推測される。申立てどおりの届出及び保険料納付については、当時の関連資料が無く不明である。」との回答が得られている。

なお、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びにA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、申立人は厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、適用事業所名簿において、A社F事業所（現在は、G社）は昭和33年11月1日に厚生年金保険の適用事業所名簿に該当していることが確認できるところ、同社F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

## 大分厚生年金 事案 610

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 1 日から平成元年 11 月 1 日まで

A社に勤務していた昭和62年5月1日から平成元年11月1日までの標準報酬月額が、同社を退職した後に受給した雇用保険の失業等給付の基礎となった賃金日額から推測される報酬月額に見合う標準報酬月額よりも低い金額で記録されているので、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が平成元年11月1日付けでA社を退職した後に受給した失業等給付の基礎となった賃金日額は、5,200円であることが確認でき、当該賃金日額から推認される報酬月額に見合う標準報酬月額は16万円であることがうかがえる。

しかしながら、申立事業所が保管する昭和63年10月及び平成元年10月の定時決定における健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書からは、申立人の標準報酬月額が、それぞれ8万6,000円、9万2,000円であり、当該標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録における申立人を含む同僚らの標準報酬月額が、さかのぼって訂正されたなどの不自然な形跡は認められない。

さらに、申立人は給与明細書等を、申立事業所は賃金台帳等を保管していないことから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 611

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、申立期間においてA社（現在は、B社）に勤務し、C業務に従事した。給与を月額 48 万円支払うという約束で入社し、約 48 万円の給与を毎月支給されていたと記憶しているのに、申立期間の標準報酬月額が 28 万円になっていることに納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与が 48 万円支給されるという約束でA社に転職し、実際に 48 万円の給与を支給されていたにもかかわらず、標準報酬月額が 28 万円と記録されていることに納得できないとして申し立てている。

しかし、B社は、申立人の申立期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載内容はオンライン記録と一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われたなど不自然な形跡も無い。

さらに、申立人に、48 万円の給与額を支給する旨約束したとされる同僚からは当該事情を確認することができず、前述の被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は、自身の報酬月額と標準報酬月額は一致している旨回答しているなど、申立内容を確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。